

仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付要領

(平成23年5月31日 都市整備局住環境部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付要綱（平成23年5月31日 都市整備局長決裁。以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象工事)

第2条 要綱第3条第1項第2号に規定する倒壊等の危険性により除却が必要と市長が認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 ブロック塀等の傾斜（一部の傾斜も含む）が高さの100分の5を超えるもの
- 二 ブロック塀等の一部又は全体がぐらついているもの
- 三 ブロック塀等に亀裂又は目地割れが多数存在するもの
- 四 ブロック塀等に透かしブロックが多数存在するもの
- 五 現地調査の結果、前各号と同等と認められるもの

(様式)

第3条 要綱に規定する様式は次の表のとおりとする。

要綱	名称	別記様式
第7条	仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付申請書	第1号
第8条第2項	仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付決定通知書	第2号
第8条第2項	仙台市ブロック塀等除却工事補助金不交付決定通知書	第3号
第9条第2項	仙台市ブロック塀等除却工事補助金変更等承認申請書	第4号
第9条第3項	仙台市ブロック塀等除却工事補助金変更等承認通知書	第5号
第10条	仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付申請取下書	第6号
第12条	仙台市ブロック塀等除却工事補助金完了報告書	第7号
第13条	仙台市ブロック塀等除却工事補助金額確定通知書	第8号
第15条第2項	仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付請求書	第9号

(添付書類)

第4条 要綱第7条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 委任状（委任者がいる場合）
- 二 除却するブロック塀等の位置図、平面図及び立面図
- 三 除却するブロック塀等の写真（工事着手前）
- 四 補助対象経費の見積書等の写し
(補強コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（以下、「ブロック塀」という。）除却に係る見積額及び塀に附属する門柱及びフェンスその他これに類するもの（以下、「塀附属物等」という。）除却に係る見積額についてそれぞれ明記されているものに限る。)
- 五 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

第5条 要綱第12条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 除却工事完了後の写真
- 二 補助事業に係る請求書等の写し

附 則

この要領は、平成23年6月1日から実施する。

附 則（平成25年4月22日改正）

この改正は、平成25年4月23日から実施する。

附 則（平成27年3月20日改正）

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月24日改正）

この改正は、令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和2年5月28日改正）

この改正は、令和2年5月28日から実施する。

附 則（令和3年3月25日改正）

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和7年3月31日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。